

# 社会福祉法人慈恵会評議員選任・解任委員の 報酬等並びに費用弁償等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵会（以下「この法人」という。）の評議員選任・解任委員会運営規則第6条に基づき、評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員選任・解任委員に対して報酬は支給しない。

(費用弁償の支給)

第4条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会等に出席する場合に来園等した場合は、交通費として1日3,000円を支給する。ただし、出発地から会議等の開催場所までの距離が片道1キロメートルに満たない場合は支給しない。

- 2 前号の規程は社会福祉法人慈恵会に勤務する者には適用しない。
- 3 評議員選任・解任委員が職務遂行のため下関市以外に出張する場合には、社会福祉法人慈恵会旅費規程の例により旅費を支給する。
- 4 前各号に定める費用はその都度支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行なう。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月1日より施行する。